

平成四年法律第八十四号

少年の保護事件に係る補償に関する法律
(趣旨)

この法律は、少年法(昭和二十三年法律第一百六十八号)に定める少年の保護事件(以下「保護事件」という。)に関する手続において同法第三条第一項各号に掲げる審判に付すべき少年に該当する事由(以下「審判事由」という。)年に該当する事由(以下「審判事由」という。)の存在が認められるに至らなかつた少年等に対する措置を定めるものとする。

(補償の要件)

第二条 少年法に規定する保護事件を終結させるいざれかの決定においてその全部又は一部の審判事由の存在が認められることにより当該全部又は一部の審判事由につき審判を開始せず又は保護処分に付さない旨の判断がされ、その決定が確定した場合において、その決定を受けた者が当該全部又は一部の審判事由に関して次に掲げる身体の自由の拘束を受けたものであるときは、国は、その者に対し、この法律の定めるところにより、当該身体の自由の拘束による補償をするものとする。

一 少年法の規定による同行、同法第十七条第一項第二号の措置(同法第十七条の四第一項又は第二十六条の二の規定による措置を含む。)又は同法第二十四条第一項第三号若しくは第六十四条第一項第二号(同法第六十六条第一項の規定による決定を受けた場合に限る。)若しくは第三号の保護処分(少年院法(平成二十六年法律第五十八号)、第一百三十八条第二項若しくは第四項(同法第三百三十九条第三項において準用する場合を含む。)若しくは第一百三十九条第二項の規定による措置又は更生保護法(平成十九年法律第八十八号)第七十二条第一項若しくは第七十三条の二第二項の規定による措置を含む。)に基づく身体の自由の拘束並びに更生保護法の規定による引致及び留置

二 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第一百三十一号)の規定による逮捕、勾留及び勾引、同法第一百六十七条第一項(少年法第十四条第二項において準用する場合を含む。)又は刑事訴訟法第二百二十四条第二項の規定による留置並びに刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)第二十六条に規定する外国がした抑留又は拘禁

2 審判事由の存在が認められないことにより少

年法第二十七条の二第一項又は第二項の規定による保護処分の取消しの決定が確定した場合において、当該決定を受けた者が前項各号に掲げる身体の自由の拘束又は同法第二十四条の二の規定による没取を受けたものであるときも、同項と同様とする。

(補償をしないことができる場合)

第三条 次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、補償の全部又は一部をしないことができる。

一 本人が、家庭裁判所の調査若しくは審判又は捜査を誤らせる目的で、虚偽の自白をし、その他審判事由があることの証拠を作ることをしないことができる。

二 数個の審判事由のうちその一部のみの存在が認められない場合において、本人が受けた身体の自由の拘束が他の審判事由をも理由とするものであつたとき、又は当該身体の自由の拘束がされなかつたとしたならば他の審判事由を理由として身体の自由の拘束をする必要があつたと認められるとき。

三 本人が補償を辞退しているときその他補償の必要性を失わせ又は減殺する特別の事情があるとき。

(補償の内容)

第四条 身体の自由の拘束による補償においては、その拘束の日数に応じて、刑事補償法第四条第一項に定める一日当たりの割合の範囲内で、相当と認められる額の補償金を交付する。

二 没取による補償においては、没取に係る物を返付し、これを返付することができないときは、その物の時価に等しい額の補償金を交付する。

三 (補償に関する決定)

第五条 補償の要否及び補償の内容についての判断は、第二条に規定する決定をした家庭裁判所が、決定をもつて行う。

二 前項の補償に関する決定は、第二条に規定する決定が確定した日から三十日以内にするよう努めなければならない。

三 家庭裁判所は、第一項の補償に関する決定の告知をした日から十四日以内に本人からその変更をすべき旨の申出があった場合において、相

当と認めるときは、決定をもつて、これを変更することができる。

特別関係者に対する補償)

第六条 前条第一項の補償に関する決定を受ける前に本人が死亡した場合において、その特別関係者(本人の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)、子、父母、祖父母若しくは兄弟姉妹であつて本人の死亡の当時本人と生計を同じくしていたもの又はこれらの者以外の者であつて第二条に規定する決定の当時本人の保護者(少年法第二条第二項に規定する者をいう。)であつたもの)をいう。(以下同じ。)から申出があり、かつ、補償をすることが相当と認められるときは、国は、前条第一項の家庭裁判所の決定により第二条第二項に規定する者をいい。)であつたものから申出があり、かつ、補償をすることが相当と認められるときは、本人が生存していたとしたならば受けたものと認められる補償と同一の補償をすることができる。

一 少年法の規定による同行、同法第十七条第一項第二号の措置(同法第十七条の四第一項又は第二十六条の二の規定による措置を含む。)又は同法第二十四条第一項第三号若しくは第六十四条第一項第二号(同法第六十六条第一項の規定による決定を受けた場合に限る。)若しくは第三号の保護処分(少年院法(平成二十六年法律第五十八号)、第一百三十八条第二項若しくは第四項(同法第三百三十九条第三項において準用する場合を含む。)若しくは第一百三十九条第二項の規定による措置又は更生保護法(平成十九年法律第八十八号)第七十二条第一項若しくは第七十三条の二第二項の規定による措置を含む。)に基づく身体の自由の拘束並びに更生保護法の規定による引致及び留置

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年六月一五日法律第八

八号)抄

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年六月一一日法律第六

〇号)抄

第一条 この法律は、少年院法(平成二十六年法律第五十八号)の施行の日から施行する。

附 則 (令和三年五月二八日法律第四七

号)抄

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年六月一一日法律第六

〇号)抄

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年六月一一日法律第六